

約款 新旧対照表

『レンタルサーバサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第1章 新設	(新設)	<p>第5条 (プラン変更)</p> <p>1. 「さくらのレンタルサーバサービス」の利用者は、プラン変更手続（以下「本手続」といいます。）により、利用中のプランから上位プランに契約内容を変更することができます。プランごとに収容ホストサーバ及びデータベースサーバが異なるため、プラン変更を行う場合にはサーバ移行を行う必要があり、本手続では、当社が提供するツールを用いて、プラン変更後サーバへ対象データを自動的に移行します。</p> <p>2. 本条から第7条までにおける用語の定義は以下のとおりとします。</p> <p>(1) プラン変更前サーバ 利用者が、本手続申込時において利用中のサーバ（詳細はサービスサイトに定めます。）</p> <p>(2) プラン変更後サーバ 本手続において、プラン変更後に利用開始となる上位プランのサーバ（詳細はサービスサイトに定めます。）</p> <p>(3) 対象データ プラン変更前サーバの利用者用の領域に保存又は蓄積されたデータ及びプラン変更前サーバに利用者が設定した情報のうち、サービスサイトに定めるもの</p>	・新しくリリースするプラン変更手続について、条文中を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第6条 (プラン変更の利用条件)</p> <p>1. 本手続では、「さくらのレンタルサーバサービス」を利用中である利用者に限り、利用中のプランより上位のプランへの変更を申し込むことができます。最上位のプランから他プランへの変更はできないものとします。</p> <p>2. 本手続の利用には回数制限があり、詳細はサービスサイトに定めるものとします。</p> <p>3. 当社が利用者に対して対象データの移行完了通知を発信した日（以下、「本手続完了日」といいます。）をもって、利用中のプランの利用が終了し、上位プランの利用が開始されるものとします。</p> <p>4. 本手続によりプラン変更を行った場合、本手続完了日にかかわらず一律に、申込日から5日目より変更後のプランの利用料金が適用されます。</p> <p>5. 利用者は、本手続完了日までは、当社所定の方法により本手続の取消しを通知し、当社が承諾を通知することにより本手続の利用を取り消すことができます。ただし、本手続完了日以前であっても、対象データの大部分において移行が完了している場合には、本手続を取り消すことができない場合があります。</p> <p>6. 基本約款における支払期限の規定にかかわらず、利用者は、変更後のプランの利用料金適用日以降の期間を対象とする利用料金を、プラン変更前の利用料金額に基づき既に支払済みの場合、当該支払済み期間に係るプラン変更後の利用料金額と支払済み金額との差額を当社の指定する日までに支払わなければならないとします。詳細はサービスサイトに定めるものとします。</p>	・新しくリリースするプラン変更手続について、条文中を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第7条 (プラン変更に関する非保証、免責)</p> <p>1. 利用者は、本手続の申込時から当社が移行完了通知を発信するまでの間は、「さくらのレンタルサーバサービス」を利用できません。対象データの量により、利用不可時間は異なります。利用者は、当該利用不可時間における「さくらのレンタルサーバサービス」の利用料金を全額支払うものとします。</p> <p>2. 対象データのプラン変更後サーバへの移行完了後、利用者にて改めて設定を行わなければ利用できないサービスがあります。利用者は、対象データの移行完了通知を受領した後、自己の責任でプラン変更後サーバにおける設定の確認及び必要な設定を行うものとし、これを行わなかったことで一部サービスの利用ができなかった場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。利用者は、この場合に当該サービスが利用できなかった期間における当該サービスの利用料金を全額支払うものとします。</p> <p>3. 対象データは一律にプラン変更後サーバに移行されるものとし、対象データの一部のみを移行すること又は対象データ以外のデータや設定情報を移行することはできないものとします。</p> <p>4. 利用者は、対象データの移行のために必要最低限の範囲に限り、当社が提供するツールにより対象データが自動的に使用及び変更（プラン変更前サーバを指定する記述の書き換え等、具体的にはサービスサイトに定めます。）されることに同意するものとします。</p> <p>5. 当社は、移行された全ての対象データ（前項による変更後のものを含みます。）がプラン変更後サーバで正常に動作することについていかなる保証も行いません。</p> <p>6. 次の各号に該当する場合、当社は、本手続の実施を中止するものとし、プラン変更を行いません。利用者は予めこれに同意するものとします。</p> <p>(1) 上位プランのサーバの在庫が不足している場合 (2) 本手続の申込時から96時間以内に対象データの移行が完了しない場合 (3) 毎月末日の22時までに本手続が完了しない場合</p>	・新しくリリースするプラン変更手続について、条文中を追加いたします。
		(以下、条番号が繰り下がります)	
第2節 第7条	<p>第2節 無償 SSL サービス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。）</p> <p>第7条 (サービス内容)</p> <p>1. 本オプションサービスは、SSL サーバ証明書の発行及び失効に係る業務を行う組織（以下、「認証局」といいます。）に対する、SSL サーバ証明書の発行（当該 SSL サーバ証明書の発行を行う認証局が当該 SSL サーバ証明書に適用可能なオプションサービスの提供を行っている場合はこれを含みます。）又は第13条に定める有効期間の更新に必要な認証局への諸手続、及び、当該手続により発行又は更新された SSL サーバ証明書を利用者が当社サービス上で利用するために必要なサーバ上での設定作業を、利用者に代わって当社が行うサービスです。本オプションサービスにより、SSL サーバ証明書の発行申請又は有効期間の更新を行うことができる認証局及び SSL サーバ証明書の品目は、サービスサイトに定めるものとします。</p> <p>2. (略)</p>	<p>第2節 無償 SSL サービス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。）</p> <p>第10条 (サービス内容)</p> <p>1. 本オプションサービスは、SSL サーバ証明書の発行及び失効に係る業務を行う組織（以下、「認証局」といいます。）に対する、SSL サーバ証明書の発行（当該 SSL サーバ証明書の発行を行う認証局が当該 SSL サーバ証明書に適用可能なオプションサービスの提供を行っている場合はこれを含みます。）又は第16条に定める有効期間の更新に必要な認証局への諸手続、及び、当該手続により発行又は更新された SSL サーバ証明書を利用者が当社サービス上で利用するために必要なサーバ上での設定作業を、利用者に代わって当社が行うサービスです。本オプションサービスにより、SSL サーバ証明書の発行申請又は有効期間の更新を行うことができる認証局及び SSL サーバ証明書の品目は、サービスサイトに定めるものとします。</p> <p>2. (略)</p>	・プラン変更手続のリリースに伴い条文中を追加したことにより、条番号が繰り下がります。
第12条	<p>第12条 (失効)</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 当社及び認証局は、本条第1項、及び第14条第3項の場合を含め、その理由の如何を問わず、SSL サーバ証明書の失効に関連して利用者に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。</p>	<p>第15条 (失効)</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 当社及び認証局は、本条第1項、及び第17条第3項の場合を含め、その理由の如何を問わず、SSL サーバ証明書の失効に関連して利用者に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。</p>	・プラン変更手続のリリースに伴い条文中を追加したことにより、条番号が繰り下がります。
第29条	<p>第29条 (利用契約)</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 第30条第5項に定める検査の合格をもって、本オプションサービスの利用契約は終了するものとします。</p>	<p>第32条 (利用契約)</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 第33条第5項に定める検査の合格をもって、本オプションサービスの利用契約は終了するものとします。</p>	・プラン変更手続のリリースに伴い条文中を追加したことにより、条番号が繰り下がります。
附則 第1条	<p>第1条 (適用開始)</p> <p>この約款は、2023年7月13日から適用されたレンタルサーバサービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2024年1月24日より適用されます。</p>	<p>第1条 (適用開始)</p> <p>この約款は、2024年1月24日から適用されたレンタルサーバサービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2024年2月6日より適用されます。</p>	・本改定に伴う適用日の変更を行います。